


所管部課	社会教育部 社会教育課	部長	小俣 学			
件名	東大和市立郷土博物館条例の一部を改正する条例について					
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市立郷土博物館条例施行規則				
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>平成27年度に実施した使用料・手数料見直しの際、改定の必要はあるものの、平成28年度に再度検討することとしていた、プラネタリウム観覧料について、平成28年度に見直し実施した結果、改定の必要があることとなったため、下記のとおり観覧料を改定するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>改正前 おとな個人「200円」、おとな団体「100円」、こども団体「50円」 改正後 おとな個人「300円」、おとな団体「240円」、こども団体「80円」</p> <p>(2) 施行日 平成29年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>①平成27年度実績で662,420円の収入増となる。 ②改正によっても近隣市の中の最低水準であることから、利用者数には大きな変化はないと考えている。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年7月22日 平成28年第7回教育委員会定例会において、「東大和市立郷土博物館条例の一部を改正する条例に係る意見の申出」について、議決。 文書課にて事前審査済。 						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>平成28年第3回東大和市議会定例会に議案として提案したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。